

(特別) 児童扶養手当システム機器賃貸借契約書 (案)

業務の名称 (特別) 児童扶養手当システム機器賃貸借

契約金額 金 円
(うち、取引に関する消費税及び地方消費税の額 金 円)

契約の期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

契約保証金 契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納めなければならない。
ただし、福島県財務規則第 229 条の規定に該当する場合は、免除することができる。

上記の業務について、福島県（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。)との間において、次の条項の定めるところにより賃貸借契約を締結する。

(総則)

第 1 条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙「(特別) 児童扶養手当システム機器賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）」に従い、本契約を履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないもので必要な事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。その他軽微なものについては甲の指示によるものとする。

(賃貸借期間)

第 2 条 賃貸借の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。ただし、翌年度以降にこの契約に係る予算の減額又は削除があった場合、甲はこの契約を解除できるものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第 3 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第 4 条 乙は、本件業務を一括して他に委託してはならない。ただし、やむを得ず再委託する場合は、甲の承認を得たうえで再委託する業務の内容等を書面にて明確にし、下請通知書及び下請業者との契約状況がわかるものと併せて甲へ提出しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第 5 条 乙は、本件業務の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し又は業務を中止させることができる。この場合において、甲及び乙が変更等の内容が契約に定める金額、履行期間及びその他契約条件に影響を及ぼすと判断したときは、変更契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して実際に生じた損害額の範囲内において損害賠償を請求することができる。この賠償額は、甲乙協議のうえ定める。

3 天災その他不可抗力等、乙の責めに帰すことができない事由により、履行期間中に業務を遂行することができないことが明らかになったときは、乙は甲に対し、遅滞なくその事由を付した書面により契約内容の変更を求めることができる。

4 前項の場合、甲乙協議のうえ、変更契約を締結するものとする。

(検査)

第7条 乙は、(特別)児童扶養手当システム機器の導入が完了したときは、甲に対して遅滞なく書面にて報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告書を受領したときは、受領した日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、前項の規定による検査の結果不合格になり、補正を命じられた場合は、速やかに当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、甲は、再検査の期限を改めて指定し、また、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 前項において発生する経費は、すべて乙の負担とするものとする。

(機器類の管理等)

第8条 甲及び乙は、機器類の据置き場所を良好な環境に保持し、善良な管理者の注意をもって機器類を管理するものとする。

(機能の保障)

第9条 乙は、装置の故障が長期間にわたり復旧に日時を要して甲の業務に支障をきたす場合は、甲の請求により、乙の負担において代替措置の使用を認め、又は装置の入れ替えを行う等誠意をもって善処しなければならない。

(機器の撤去等)

第10条 乙は、賃貸借期間後、甲の指示により賃貸借に係る機器を撤去するものとする。

ただし、甲及び乙が本契約に引き続いて当該機器を継続して賃貸借する新たな契約を締結する場合を除く。

2 前項の撤去に要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の撤去に関し必要な事項については、甲乙協議してこれを定める。

(賃貸借料の請求及び支払)

第11条 乙は、別表に定める毎月の賃貸借料金を翌月中に甲に対し請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求書を受領した日から30日以内に、乙に対して支払うものとする。

(遅延利息)

第12条 甲の責めに帰すべき事由により、前条の規定による貸借料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の遅延利息の支払いを請求することができる。

(乙の責めに期すべき事由による損害賠償)

第13条 委託契約期間内に乙の責めに帰すべき事由により、損傷、その他事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。

ただし、天災地変その他さけることのできない非常災害に基づく事由により生じた損害は、この限りでない。

(協議解除)

第14条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。
- (4) 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

とき。

へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前まで書面で解約の通知をしたうえで契約を解除することができる。

3 甲は、第1項の規定により契約の解除をしたとき又は乙の責により生じた損害については、損害賠償の請求をすることができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（乙の解除権）

第17条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 解除するための正当な理由があり、甲の承諾を得たとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反により業務の履行が不可能になったとき。

2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲乙協議のうえ定める。

（談合による損害賠償）

第18条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、第15条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号までのうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他契約権者が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措

置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第19条 この契約の履行に関して、第三者に対して損害を及ぼした場合は、乙がその賠償の責を負う。

ただし、その損害が乙の責に帰することができない場合は、その負担について、甲乙協議のうえ定める。

（機密保持義務）

第20条 甲及び乙は、相手方の書面による承認を得ず、本契約に関連して知り得た相手方固有の機密を、本契約期間はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、遺漏してはならない。なお、甲及び乙は、機密情報を相手方に開示するときは、機密である旨の表示を行うものとする。

ただし、次の各号の一に該当するものは除く。

(1) 開示の時点で、既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらず公知となったもの。

(2) 甲又は乙が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの。

(3) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。

(4) 相手方から開示後に作成されたもので、相手方からの情報によらないもの。

（個人情報の保護）

第21条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（違約金の徴収）

第22条 乙がこの契約に基づく賠償額を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から賃貸借料支払日まで年3.0%の割合で計算した利息（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を付した額と、甲の支払うべき賃貸借料を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

（賃貸人の義務）

第23条 乙は、本件の履行について法律上事業主としてのすべての責任を負うものとする。

2 乙は、その使用人に対し、労働基準法及びその他労働関係法令上、使用者としてのすべての

義務を負うものとする。

(疑義についての協議)

第24条 この契約書の各条項若しくは仕様書の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書に定めのない事項については、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第25条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2番16号
氏 名 福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所
氏 名

別記

(特定個人情報を含む) 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、

当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に特定個人情報の保護に関する研修等を行うなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第8号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲より特定個人情報の取扱いの委託を受けた場合、業務に関して知り得た特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」及び「同ガイドライン（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報の持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第9 乙は、個人情報（特定個人情報を含む）の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」及び「同ガイドライン（別添2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（行政機関等・地方公共団体等編）」等に基づき必要な措置を講ずる場合には、乙は、甲の指示に従うものとする。

（調査監督等）

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

3 特定個人情報の管理状況等の調査については、甲は第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査を行うことができる。

（指示）

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。